

令和3年度裾野市農業委員会9月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 午後1時30分から午後2時5分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美			富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	東	市野 哲也				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

8	渡邊 博美	9	大庭 清宏
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和3年度裾野市農業委員会9月総会を開会します。
本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、8番 渡邊博美委員、9番 大庭清宏委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議長

ただ今の報第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定についてですが、一
部順番を入れ替えて審議いたします。

番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員

申請地は鈴原区集会所の約50メートル南側に位置します。

現況は休耕地になっています。

借り人は、上下水道関係の設備業者であり、現在申請地の南側で土地を借りて資材
置場として利用していますが、貸し主との契約の中で、引き続き借地として使用する
ことが困難になったため、代替地を探していました。

貸し人は平成30年に申請地を相続により取得していますが、高齢のため耕作が難し
くなっており、休耕地の状態になっていました。

今回、土地の借用について、双方で話がまとまったため申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は
問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手續
きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正で
あることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、西側は農地、南側は原野、東側は山林に面しています。

場内は整地、転圧をして使用する予定で、雨水は場内で自然浸透させます。

(除草対策についての記述が入る予定。具体的な計画について申請代理人に確認中
です。)

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま

す。審議のほどよろしくお願

議 長 ただ今の議第17号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第17号 番号3について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4、
5は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願
いします。

事務局

はい。議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4、5

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地①は須山中学校の約350メートル南東側に位置しています。
申請地②は市道を挟んで須山中学校と隣接しています。
現況は①、②共に畑となっています。
借り人は、自動車販売業を行っており、申請地①の北側隣接地で自動車整備工場を稼働させています。
現在、整備工場敷地内と工場北側の隣接地に車両置き場を設けていますが、昨今の世界規模の半導体不足により、カーナビ等の部品供給が止まり、納車できない車両が急増しており、車両の保管場所が不足する状態になっていました。
貸し人①は、令和元年に相続により申請地を取得していますが、耕作をしておらず休耕地の状態になっていたため、今回の借り人の申し出を承諾し、申請地を貸し出すに至りました。
貸し人②は、平成23年に相続により申請地を取得し、芝の生育を行っていますが、借り人の事情を承諾し、農地の一部を貸し出すに至りました。
それぞれの貸し人との間で話がまとまったことから、今回、車両置き場敷地としての一時的転用として申請に至ったものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
なお、申請地①は昭和45年度に実施された土地改良事業の受益地内にありますが、今回の申請に当たり、土地改良区の意見書が添付されており、一時的転用後は農地に復元することなどの条件付きで「転用許可は差し支えない。」との回答を得ています。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地①は、西側と南側は道路、東側は農地、北側は雑種地に面しています。
申請地②は、西側と南側は農地、東側と北側は道路に面しています。
場内は造成等を行わず、現況のまま使用し、敷地内の雨水は場内で自然浸透させる計画です。その他の給水や排水の利用はありません。
また、防草対策として、借り人が年に4回程度の草刈り作業を行います。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の、議第17号 番号4、5について、質疑等がありましたらお願いします。

飯塚邦彦委員

申請地が須山中学校に隣接することだが、授業中の騒音被害が懸念される。対策等はされるのか？

事務局

業者に配慮するよう伝える。中学校から被害等の連絡が来た場合、事務局で対応する。

杉本義明委員

これは一時転用か？

事務局 一時転用。半導体の供給の予測が立たないため、転用期間の終期が見込めないとのこと。明確な終期を設定してもらいたい旨伝えたが、このような事情により5か年の一時転用となった。

なお、既設の車両置場で足りるようになり次第、地主へ返却するよう指導している。スペースが足りるようになれば5年経たずとも速やかに地主へ返却する予定。

杉本義明委員 5年後には農地に復元されるのか？

事務局 一時転用は農地に復元するのが原則であるため、5年間の終期が終わるまでに農地に復元した上で返却させる。

議長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第17号 番号4、5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号6事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号6

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地はヘルシーパーク裾野の約500メートル南西側に位置しています。現況は畑になっています。
借り人は、主に発電事業を行っている事業者であり、優良な事業用地を探していたところ、一段の土地で南向きの斜面地であり、日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。
貸し人は、昭和45年に相続により申請地を取得し耕作していますが、今後の農地の維持管理を考える中で、今回、借り人からの提案に合意し、太陽光発電設備敷地とする計画で話がまとまったため申請に至ったものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
既に裾野市土地利用対策委員会の承認を得ており、経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。
また、転用計画が実行される資金力も確認できていることから、一般基準を満たしていると考えられます。
南側は河川、東側は道路、北側と西側は山林に面しています。
場内の排水は、敷地南端に設けられる調整池を経由して、隣接する水路へ放流されます。
敷地の境界にはフェンスを設置し、事故防止に努める計画になっています。
また、防草対策として、年2回草刈り作業を行う計画で、作業の際に、調整池や調整マスの管理を併せて行い、場内の清掃を実施します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今の、議第17号 番号6について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 　　現況地目が畑であるが、以前は芝畑だったのか？

勝又和一委員 　　昔は芝畑、最近までそばが作付されていた。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします
それではお諮りします。議第17号 番号6について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、公文名公民館の約130メートル北側に位置します。
現況は畑となっています。
借り人はいずれも、貸し人の息子であり、現在市内の賃貸に居住しています。
2名共に「夫婦と子供」という家族構成ですが、今後の子育てのことを考え、自己住宅の建築を検討し、渡し人に相談したところ、申請地の使用について承諾を得られたため、申請に至ったものです。
申請地に面している市道には上水道管、下水道管、都市ガス本管が埋設されています。
また、申請地の半径500メートル以内には医療機関や幼稚園などの公共施設が点在していることから、第3種農地に区分されます。
第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準は問題ないと思います。
添付の資料から、転用計画を実施する資金計画について確認ができており、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の西側は道路、東側は水路に、北側と南側は農地に面しています。
申請地①は北側農地との境に新たに擁壁を設置します。申請地②と南側農地との境には既設の見切りがあり、南側の農地は申請地よりも1メートルほど低くなっています。
敷地内は、道路側に設ける駐車スペースはコンクリート舗装とし、勾配を調整して雨水は道路側へ排水します。
庭部分は芝生や砕石敷きにする計画で、雨水は自然浸透させます。

生活排水は、それぞれの居宅に対して合併処理浄化槽が設置されるため、浄化槽を経由して東側の河川に放流されます。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今の議第17号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山守正委員 　　上水道管、下水道管、都市ガス本管が埋設されているのに、合併浄化槽を設置しなければいけないのか？

事務局 　　申請地は下水道の供用を開始しているエリア外であり、下水道には接続できないため、合併処理浄化槽を設置しなければならない。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第17号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和3年度裾野市農業委員会9月総会を閉会します。

令和3年9月10日 (会議録署名人)

8番署名人

渡邊博美

9番署名人

大庭清宏